

事 務 連 絡
平成 30 年 5 月 15 日

各都道府県消防防災主管部（局）長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁救急企画室長

消防機関における救急救命士が行う救急救命処置の事故防止の徹底について

救急救命士が行う救急救命処置は、救急救命士法（平成 3 年法律第 36 号）及び関係法令に基づき実施されており、その円滑な運用については、「メディカルコントロール体制の充実強化について」（平成 15 年 3 月 26 日付け消防救第 73 号消防庁救急救助課長・医政指発第 0326002 号厚生労働省医政局指導課長通知）等により、都道府県メディカルコントロール協議会及び地域メディカルコントロール協議会との連携を図るよう通知しているところです。

また、救急救命士が行う救急救命処置の事故防止等については、法令を遵守し適切な救急活動を行うため、従来から通知等を発出し周知してきました。

しかしながら、最近、救急活動における様々な法令違反等の事故発生が全国的に続いているところです。

つきましては、関係法令、通知・通達、事務連絡及び各種プロトコール等の再確認を行い、法令遵守及び事故防止を徹底するとともに、都道府県にあっては貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、この旨周知されるようお願いいたします。

なお、別添の「救急事故発生時における標準的対応要領」についても参考にしてください。

【問合せ先】

消防庁救急企画室 救急推進係
三島・石井・市川

電話：03-5253-7529

E-mail：kyukyusuishin@soumu.go.jp

救急事故発生時における標準的対応要領

救急企画室

1 初動

救急活動中に救急救命士が行う救急救命処置等に法令違反等の事故が発生した場合、都道府県は、市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。以下同じ。）と連携を密にし、下記の事項について情報収集するよう努めること。

- (1) 事故概要（時系列的なもの）
- (2) 事故発生日時
- (3) 事故発生場所
- (4) 傷病者の年齢・性別
- (5) 搬送医療機関・傷病名・傷病程度
- (6) 事故後の対応
- (7) その他、必要と思われる事項

2 事実確認

都道府県は、市町村と連携を密にし、上記1のほか、事故の全容を把握するため、下記の事項について情報収集するよう努めること。

- (1) 速報後の対応
- (2) 当該救急救命士の処遇
- (3) 法令違反行為と傷病者予後との因果関係についての主治医等の見解
- (4) 報道発表の有無
- (5) 当該救急隊の隊編成（資格等）
- (6) 当該救急救命士の履歴（採用及び資格取得年月日、各特定行為件数等）
- (7) 救急活動記録票等の添付
- (8) その他、必要と思われる事項

3 詳細確認

都道府県は、市町村と連携を密にし、事故を詳細に把握するため、上記1、2のほか、下記の事項について情報収集するよう努めること。

- (1) 関係職員の処分状況等
- (2) 報道発表を実施した場合の報道記事等の添付

- (3) 事後検証及び再発防止策
- (4) その他、必要と思われる事項

4 その他

- (1) 都道府県は、必要に応じ、国へ報告すること。
- (2) 都道府県メディカルコントロール協議会及び地域メディカルコントロール協議会から助言等を受けるよう考慮すること。
- (3) その他、疑義等が生じた場合は、その都度、連絡を行うこと。